



定期第3号 令和元年5月9日発行

目次

【告示】

番号	表題	担当課名
1 2	生活保護法の規定による介護機関を指定した件	国保・自立支援課
1 3	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同
1 4	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について届出があった件	同
1 5	生活保護法の規定による指定介護機関から所在地の変更について届出があった件	同
1 6	生活保護法の規定による指定介護機関から廃止について届出があった件	同
1 7	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の所在地の変更について届出があった件	同
1 8	生活保護法の規定による指定介護機関から指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について届出があった件	同

徳島県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として、次のとおり指定した。
令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人丹生谷会	那賀郡那賀町延野字大原四〇一	水の花荘短期入所生活介護事業所	那賀郡那賀町延野字大原四〇一	介護予防短期入所生活介護	平成三十年四月一日

徳島県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

同	社会福祉法人丹生谷会	医療法人松岡会	名称	
同	那賀郡那賀町延野字大原四〇一	徳島市山城西二丁目一八二三	主たる事務所の所在地	
事業所	水の花居宅介護支援事業所	水の花荘短期入所生活介護事業所	指定に係る事業所の名称	
同	一 那賀郡那賀町鮎川字蛭子五〇	徳島市山城西三丁目一九	指定に係る事業所の所在地	旧
同	一 那賀郡那賀町延野字大原四〇	徳島市沖浜町北川七三〇	新	
居宅介護支援事業	短期入所生活介護	介護予防通所介護 地域密着型通所介護	事業の種類	
同	同 月一日 四	平成三十年一月一日	変更年月日	

徳島県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地		指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	事業の種類	変更年月日
	旧	新	旧	新			
社会福祉法人丹生谷会	那賀郡那賀町延野字大原四〇	相生デイサービスセンター	水の花デイサービスセンター	那賀郡那賀町鮎川字蛭子五〇	那賀郡那賀町延野字大原四〇	地域密着型通所介護	平成三十年四月一日

徳島県告示第十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	所在地		開設者	施設の種類	変更年月日
	旧	新			
特別養護老人ホーム水の花荘	那賀郡那賀町鮎川字蛭子五〇一	那賀郡那賀町延野字大原四〇一	社会福祉法人丹生谷会	地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設	平成三十年四月一日

徳島県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

同	株式会社共生バツクアップシステム	株式会社共生バツクアップシステム	渡部 豪	名称
同	生活協同組合コープ自然派しこく	徳島市東沖洲二丁目四三三	吉野川市山川町青木一九八一	主たる事務所の所在地
自然派サポートサービス実のり	居宅介護支援事業所「実のり」	ハート調剤薬局三加茂店	よしのがわ往診診療所	指定に係る事業所の名称
同	鳴門市撫養町北浜字宮の東二一九メゾン北浜一〇一	三好郡東みよし町加茂一八八三 一三	吉野川市山川町湯立二七七一	指定に係る事業所の所在地
訪問介護 介護予防訪問介護	居宅介護支援事業	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション	事業の種類
同	同 三月三十一日	平成三十年二月二十八日	平成二十九年十二月三十一日	廃止年月日

山石 博明	総合メディカル株式会社
海部郡海陽町奥浦字一宇谷一 一五	福岡市中央区天神二丁目一四八
やまいし歯科医院	そうごう薬局鳴門東店
海部郡海陽町奥浦字一宇谷一 一五	同 二九四一
同	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
同	同

徳島県告示第十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

<p>名称</p>	<p>主たる事務所の所在地</p>		<p>指定に係る事業所の名称</p>	<p>指定に係る事業所の所在地</p>		<p>事業の種類</p>	<p>変更年月日</p>
<p>医療法人松岡会</p>	<p>徳島市山城西二丁目一八二三</p>		<p>山城デイサービスセンター</p>	<p>旧 徳島市山城西三丁目一九</p>	<p>新 徳島市沖浜町北川七三〇</p>	<p>第一号通所事業による支援に相当する支援</p>	<p>平成三十年一月一日</p>

徳島県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和元年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名称	主たる事務所の所在地		指定に係る事業所の名称		指定に係る事業所の所在地	事業の種類	変更年月日
	旧	新	旧	新			
社会福祉法人丹生谷会	那賀郡那賀町延野字大原四〇	相生デイサービスセンター	水の花デイサービスセンター	那賀郡那賀町鮎川字蛭子五〇	那賀郡那賀町延野字大原四〇	第一号通所事業による支援に相当する支援	平成三十年四月一日